

第 7 2 号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和 2 4 年八王子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

1～3（略）

4 申請手数料

(1)～(10)（略）

(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 1の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は2の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。

2（略）

(12)～(16)（略）

(17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～4	(略)	(略)	(略)
5	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1)（略） (2) (1)以外の場合 ア 一戸建て住宅

改正前

別表（第2条関係）

1～3（略）

4 申請手数料

(1)～(10)（略）

(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 1の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は2の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

2（略）

(12)～(16)（略）

(17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～4	(略)	(略)	(略)
5	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1)（略） (2) (1)以外の場合 ア 一戸建て住宅

(ア) 性能基準（省令**第1条第1項第2号イ(1)(i)**及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの

34,400円

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

38,400円

(イ) モデル住宅法（省令**第1条第1項第2号イ(2)(i)**及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの

17,700円

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,100円

(ウ) 仕様基準（省令**第1条第1項第2号イ(3)**及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この号において同じ。）による場合
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未

(ア) 性能基準（省令**第1条第1項第2号イ(1)**及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの

34,400円

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

38,400円

(イ) 仕様基準（省令**第1条第1項第2号イ(2)**及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この号において同じ。）による場合
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未

				満のもの 17,700円 当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以上 のもの 19,100円				満のもの 17,700円 当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以上 のもの 19,100円
				イ ア以外の建築物				イ ア以外の建築物
				(ア) 住宅部分				(ア) 住宅部分
				a 性能基準（省令第1 条第1項第2号イ(1) (i)若しくは(ii)及び同号 ロ(1)又は同項第3号に 定める基準をいう。以下 この号において同じ。） による場合				a 性能基準（省令第1 条第1項第2号イ(1)及 び同号ロ(1)又は同項第 3号に定める基準をい う。）による場合
				当該部分の床面積の合 計が300平方メー トル未満のもの 69,100円				当該部分の床面積の合 計が300平方メー トル未満のもの 69,100円
				当該部分の床面積の合 計が300平方メー トル以上2,000平方 メートル未満のもの 116,000円				当該部分の床面積の合 計が300平方メー トル以上2,000平方 メートル未満のもの 116,000円
				当該部分の床面積の合 計が2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル未満の もの 196,000円				当該部分の床面積の合 計が2,000平方メ ートル以上5,000 平方メートル未満の もの 196,000円
				当該部分の床面積の合				当該部分の床面積の合

計が5,000平方メートル以上のもの

281,000円

b フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下の号において同じ。）による場合
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

33,100円

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

58,000円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

104,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

157,000円

c 仕様基準による場合
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

計が5,000平方メートル以上のもの

281,000円

b 仕様基準による場合
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

			33,100円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			58,000円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			104,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
			157,000円
			(イ) (略)
6	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この号の表中1の項(1)の規定により算出した額とする。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該

			33,100円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
			58,000円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			104,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
			157,000円
			(イ) (略)
6	(略)	(略)	(略)

備考

他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この号の表中2の項(1)の規定により算出した額とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この号の表中3の項の規定により算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この号において「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

1.0 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

1.1 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この号において「認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

6 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

7 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

1 2 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

1 4 (略)

(18) (略)

8 (略)

(18) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

